

国臨協関信支部役員推薦規程

第一章 役員推薦委員会

(役員推薦委員会)

第1条 役員推薦委員会は、原則として地区会長3名をもって構成する。

(役員推薦委員)

第2条 役員推薦委員長および役員推薦委員は、総会で承認を得るものとする。

2. 役員推薦委員長は、役員推薦委員の互選による。

(役員推薦委員長の職務)

第3条 役員推薦委員長は、次期役員者の公募を総会3ヶ月前までに行う。

2. 役員推薦委員長は、関信支部規約第8条に定められた次期役員候補者名簿を作成し、総会に提出する。

(役員を選出)

第4条 役員は、会員より公募および推薦によって選出され、総会の承認を得るものとする。

(役員推薦委員の任期)

第5条 役員推薦委員の任期は、1ヶ年とするも再選を妨げない。

2. 役員推薦委員が任期中において転勤、病気等により、会務の執行に支障が出た場合、暫定的措置として役員推薦委員長は委員を補選することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第二章 雑 則

第6条 この規程の改廃は、常任理事会において決める。

附 則 この規程は、平成13年 1月6日より施行する。

平成15年 9月1日 一部改正

平成23年 11月1日 一部改正